

統合された全体としての在宅医療

川島孝一郎

はじめに

医学部四年生と看護学科の学生への講義、そして数年前まで明治大学の法学部学生に在宅医療の講義を行つてきた。「君たちが恋愛をして互いに好きになるだろう。そのとき一瞬でも二人の気持ちは同じになるか」と質問をすると、同じと答える者は医学部では五パーセント、看護は二〇パーセント、法学部は四〇パーセントを超える。理系・文理系・文系でこの開きが生じる。

理系に近づくほど世界を構成する要素はそれぞれに独立し、集合体としての世界があるよう思つているようだ。身体は臓器の集合で、臓器は細胞の集合、さらにDNAや分子生物学で説明しようとすると、要素還元主義。科学の「科」が意味する枝分かれが基本となる世界観では、あらゆる事物の自体存在が自明であるかのごとくに思つてはいるのだろう。「私とあなたは異なる人間だから同じ気持ちにはなりえない」と。

相容れることができないなら、せめて互いに違うことを認め合う

病者に寄り添う医師にこんな関係性が生まれることを望んでいるのだが、教育が大きく災いしている。コミュニケーションを技法と称し、ツールとして用いる。手段化された人間関係の構築は、相手を対象として冷ややかに見つめる観察者、対象を操作する技術者を育てるだけで、生の付き合いを遠ざけてしまう。これに嫌気がさしたのは私だけではない。

在宅療養を支援する意味

平成一六年、厚生労働省保険局医療課と在宅医療の今後のシステムについて勉強会を開催し、協議をおこなつていた。国民の六〇パーセント、がんの方は八三パーセントが最期の日まで家で暮らし看取られたいと考えている。しかしながら医療体制は治すことに重点が置かれ、支える医療に乏しく、希望に沿わない結果となつていていた。在宅看取り率は年々低下。在宅看取り率の低下とはすなわち、最期の日まで家で暮らすことがさらに不可能となつてゆくことである。平成一七年には日本における過去最低の在宅看取り率一四・四パーセントとなつた。医師は国民の希望に沿わない結果を漫然と積み上げていたのである。

当時二万二一〇八ヶ所の診療所が、在宅寝たきり老人総合診療料（在総診）を算定した上に二四時間連携体制加算までつけていた。六六六一ヶ所が在宅時医学管理料（在医管）を、五五〇〇ヶ所ほどが在宅末期医療総合診療料（在医総）を算定していた。しかし、二四時間連携体制といつても、連携先の病院や訪問看護に頼んで、結局のところ入院させてしまう。最期まで家で暮らしたいという希望

ことはできないのか。違うことを認めるということは決して両者が対立し続けることではない。相反する意見という二者の対立ではないもの。「違う」ということを互いに納得することなのだ。そこには理解などという言葉とは異なる状況が生まれ、表現された双方の主張が納得という実感のなかにある。形を変えた共同主觀。

共同主觀性——自分と他者たちとが相互に主体として出会い一つの世界を共有すること(1)——がいかがかはともかく、同じと思つた両者にとっては同じである。同じと実感している。確信という一つの全体のなかに両者がいる以上、内部から外に出て客観的に証明することは不可能なのだから(2)。

違うことを互いに納得した場合にも同じことが言えるのではないかだろうか。納得には確信がある。受容であり無条件、そのためには自他の境界を越えた、さらにあるらな地平が要求される。

同じと確信しても、違うと納得しても、確信や納得の一つの全体の中にある両者として、互いに相手によつて有らしめられる自分があるのだ(3)。

とは対立する対応となる。

この事態を開拓するために最初に協議を行つたのは、従来の医療と在宅医療の違いについての議論であった。病院医療の在宅版ではないのか、医師が在宅に必ず行かなければならない理由があるのか、二四時間の体制が必要なのか等が問われた。

勉強会では平成一五年の日本在宅医療研究会学術集会における要旨(4)を参考資料とした。その内容とは、はじめに、「近代的認識論に基づいた科学としての医学は、主觀である医療者が客觀としての患者を対象としてとらえ、観察、操作を行うことで病気から健康に変化させることに終始してきた。確かに医学の発達はこのような過程の蓄積であるし、実際に貢献している。しかし、従来の医学的理論や手法のみが果たして在宅医療においても主要な位置を占めるのだろうか。確かに在宅医療はどの医療者にも開かれている。しかし、どの医療者にもできるものとは限らない。なぜなら、病気それが自体や病人のみを扱うのではないところに、あるべき在宅医療の照準が合つてゐるからなのである。求められているのは何か。従来の主客分離型の対象の把握とは異なる、患者を中心とする生活者と医療者の双方が融合した有機的な全体、すなわち一つの全体の形成と維持こそがその答えとなるだろう。

さらに、システムを構築する場合の具体的な要点については以下の記載を参考資料とした。

- ① 在宅ケアに集う職種は多いほどよい。

② 同一の事業体からの職種は少ないほどよい。すべてを同一事業

体に任せると生活者はその影響のみによる変容しかなされない。影響の単一化は変容の単一化を招き、生活世界（現実に生活している世界）を固化してしまう。自由度の制限につながる。

③ 医療を含めたすべてのケア提供者の基本姿勢は「対象の把握ではない、他者経験を自分の経験とする」（⁵）実感を伴うものでなければならない。

④ したがって医師は生活者との生の接点を持つことが必須であり、在宅訪問しない医師は在宅医療をしたことにはならない。

⑤ 生活世界の部分を形成している以上、生活者の要請に応じて出向くことが当然であり、「四時間対応することになる。

⑥ 在宅看取りが当たり前となる。

⑦ 医師一人では身体がもたない。複数の医師による全体把握が基本となるだろう。

⑧ 在宅ケアにかかわる職種がそれぞれに生活者との全体性のなかで得たものを、生活者とともに披露して生活者の自由度（変容）を知るための場すなわちサービス担当者会議が最も重要なのが、これが最も真に近い情報の共有化となるだろう。

⑨ 同時に情報の開示と保護の両立が求められる。

⑩ 生活者個々の権利が保障されなければならぬと同時に、きずなを保つ努力（全体性のなかでの義務）も必要であり、この両立が求められる。

結びには、「近代的認識論に基づいてきた医療はその性質ゆえに、主観の医療者と客観的対象である患者がもともと独立分離している

地域包括ケアの医療提供

二〇二五年にむけて地域包括ケアが構築されつつある。地域ケア会議、サービス担当者会議、他職種連携等を駆使し、地域における住まいの確保、医療と介護の充実、介護支援、公的民間の生活サービスにより、住み慣れた地域で最期の日まで暮らせることを目指としている。目標値のひとつが在宅看取り率だ。平成二十四年に全国平均が一七・五パーセントであるこの数値はまだまだ国民の希望からは程遠い。

臨床研修指定病院に対する調査（⁷）では、退院して在宅医療の対象となる患者の①四八・八パーセントが退院させられずに転院を強いられている。②二二・二パーセントはとりあえず退院して帰宅するのだが入院していた病院への通院を余儀なくされている。病気による通院困難者が対象であるにもかかわらずである。状態悪化があればまた当該病院への搬送となる。最大値で①②をあわせて在宅医療適用者の実に七〇パーセントが病院死する可能性があるのだ。

当該病院の地域連携室の調査では、在宅医療を知らない医師が七三パーセントに達することが判明している。これでは帰宅可能な生活者がむざむざ入院し続けることになる。在宅医療と地域包括ケアを軸とした在宅生活環境整備についての知識と具体的な支援策の提示が病院医の頭のなかはない。このことが在宅医療適用者を入院させ続けることになっている。

在宅医療の検査では、採血・心電図はもちろんのこと、レントゲン撮影・超音波エコー・血液ガス・呼吸機能検査・内視鏡・気管支

ことを前提としていた。一方で対象は観察され操作されてきたのである。そして他方では、独立分離の原則ゆえに全体は部分の集合であるという集合論が成り立つため、標準化や合理化が行われてきた。人は数値化されてきたのである。しかし、人の気持ちがわかるといふことの根底には、現象学的な自己未分の前客観的・地平がある。患者の意思は対象として把握されるのではなく、彼と医療者がその全体性のなかで、なるほど、とわかり合うことなのである。全体は部分の総和とは異なるこの全体性こそが、心理構造の特殊性であり、科学以前の最も根源的なところから生まれてきたものなのである。生活者とともに行動する在宅医は、特にこのことに秀でていなくてはならないだろう」と記載された。

勉強会を経て実質的な作業が開始された。当初在宅医療をおこなう医師その人に対して、十分な素養を持つことを確認して「在宅医」という名称を与えることが考えられた。しかし医師自体に新たな名称を付与することが問題となる可能性が指摘され変更された。医療保険上の制度として在宅療養支援診療所が登録制で発足することとなり、平成一八年度の診療報酬改訂から当該制度が開始された。以来在宅看取り率は年々上昇し平成二十四年度は一七・五パーセントとなつた（⁶）。

システムに理念を付加することはとても難しい。具体的な要点のなかには現行制度に組み入れられたものがある一方、観念論の部分については組み込むことは困難であり、将来的に医学教育のなかに盛り込んでいかざるを得ない内容が多く残された。

鏡が可能である。治療については、人工呼吸器・胃瘻経管栄養・中心静脈栄養・点滴・輸血・腹膜還流・人工透析・がん緩和医療等が在宅で可能である。これさえも病院医には知られていない。だから帰せないというのだ。

在宅における医療手技の知識のみではなく、どのように地域で暮らしてゆけるかについての地域資源の種別・内容・地域内の分布・利用法・そして連携等が病院においても理解されなければならない。要するに地域包括ケアを導入した帰宅計画書（退院計画書ではない）が作成できなければならぬ。連携バスなるものについても問題がある。急性期・回復期・維持期の繰り返しであり、これでは患者はいつまでも生きられるかのようである。要するに死ぬことを想定していないのだ。クリニックバスには「人生の最終段階」（⁸）いわば集大成期が描かれなければならないことに医師は気づかなければならぬ。

在宅医療はどうか。地域包括ケアの住まいの大半に在宅医療は訪問可能である。自宅・小規模多機能施設・グループホーム・ショートステイ・通所施設・特定施設（有料老人ホーム等）・サービス付高齢者住宅等が該当する。では十分な医師確保が可能かとお寒い限りである。

まず在宅医の絶対数が不足している。独自の算出（⁹）による今後の在宅医必要数は、国民の希望には達していないものの総死亡者の四〇パーセントが在宅で看取られる場合を想定すると、在宅医療に特化している医師だけで在宅療養された方を年間三〇名看取るならば、二〇三八年においては医師総数の約八パーセント、二万五〇〇

○人が必要と考える。ただし現在すでに一七・五パーセント分が確保されているので、二二・五パーセントの希望をかなえるとすれば一万四〇〇〇人ほどの特化型在宅医が必要となる。

平成二九年からあらたな専門医制度が発足することとなり、一九の専門領域のなかに総合診療専門医が認められた。総合診療専門医は在宅医として機能するだろうか。疑問がある。「人々家庭医療学会、総合診療学会・プライマリケア学会等がこの領域を担ってきた。そしてそれぞれに長年相当数の認定医や専門医を輩出している。ところが、在宅寝たきり老人総合診療料（在総診）、在宅時医学管理料（在医管）、在宅末期医療総合診療料（在医終）が一九九二年から完備され、当時の診療報酬が最も高額であつたにもかかわらず、ほとんどの医師がこの制度を積極的に利用しようとした。つまり家庭に訪問しようとしたのだ。結果として年々在宅看取り率は低下し平成一七年に最低値一四・四パーセントになつたのである。これが私の不安の原因となつていて。

将来にかけて日本に本当に必要なのは総合診療専門医ではなく「訪問診療専門医」だ。

医療保険点数の内訳も、現在の入院・入院外の二区分ではなく、入院・外来・訪問の三区分が必要である。在宅ではない。「訪問」である。

医療費総額に占める「在宅」と名のつく医療費は非常に少ない。平成二〇年の総医療費三四兆円の内、医科の医療費二六兆円の二・五パーセント、六五〇三億円である。そのなかでも、実際に患者を訪問して算定される在宅時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料を扱う医師がICFを知らないわけだ。

生活機能とは「生きることの全体」である。在宅で療養する障害を持つ本人の心理的、物質的、社会的な生きている世界の全体を指す。障害を持ちながらもより良く生きられるように、生きることの全体が支えられるための十分な説明と具体的な支援が求められるのだ。

ICFの統合された全体

ICFでは、健康状態を心身機能・活動（生活活動等）・参加（社会参加等）の統合された全体とみる。統合（Integration）の解釈⁽¹²⁾が重要である。統合がなぜ部分の集合（assembly of parts）ではないのか。人自身が単なる物質的身体ではなく、内的・外的環境を形成しているのに他ならないからだ。

健康状態も身体機能のみで評価されるものではない。たとえ半身不随でも、胃瘻から毎日お酒を呑んで楽しい食生活をおこない、選挙の時には車イスに乗りヘルパーさんとともに投票をして

更された国際生活機能分類が受け持つ。

日本人が障害者になる確率はどの程度だろう。データによれば日本人の男女ともに九〇パーセント以上の確率で、年齢と共に健健康から半介助（車イス程度）を経過し、全介助（臥床）となつた後に死亡することが分かっている。元気なままで亡くなるいわゆるピンピンコロリ（裏を返せば急死）は厳密にはわずか五パーセント未満である⁽¹³⁾。日本人の多数は障害者となつた後に死⁽¹⁴⁾する。在宅医療を扱う医師がICFを知らないわけだ。

生活機能とは「生きることの全体」である。在宅で療養する障害を持つ本人の心理的、物質的、社会的な生きている世界の全体を指す。障害を持ちながらもより良く生きられるように、生きることの全体が支えられるための十分な説明と具体的な支援が求められるのだ。

くる社会的存在なのだ。不自由なりの精一杯の活動・参加の統合された全体により新たな（一つの全体としての）健康状態を作り出していると言える。健康●から半介助■そして全介助▲と変わることに、時には胃瘻を受け人工呼吸器のお世話になりながらも生きるその営みは、●から■そして▲と生きることの全体構造の形態（ゲシユタルト）が変容しても、内的・外的環境と調和することにより新たな全体としての新たな健康状態をそのたびに作り上げている⁽¹³⁾のである。

胃瘻・人工呼吸器はしばしば「無駄な延命治療」と称される。これは間違いであり、危険で身勝手な解釈である。そもそも胃瘻・人工呼吸等は單なる医療的処置であり、無駄・延命という解釈が初めからついているわけではない。医療的処置の解釈や意味づけは人によって異なる。人は胃瘻を新しい食器を使つた楽しい食生活ととらえる。人工呼吸器を最期の瞬間まで自分の傍らにいる愛しい伴侶と称する人がいる。胃瘻も人工呼吸器も彼の身体を形成しているかけがえのない統合された全体なのだ。

人の解釈は千差万別であり標準化されるものではない。人の心⁽¹⁴⁾解釈は変更可能だからこそ、胃瘻や人工呼吸器を忌み嫌う人にさえも取り込んだ一つの全体的ゲシュタルト（one holistic gestalt）を形成しているのに他ならないからだ。

健康状態も身体機能のみで評価されるものではない。たとえ半身不随でも、胃瘻から毎日お酒を呑んで楽しい食生活をおこない、選挙の時には車イスに乗りヘルパーさんとともに投票をして

料、在宅末期医療総合診療料、訪問診療料、往診料等の総額はさらに少なくわずか〇・六パーセント、一六四四億円にすぎない⁽¹⁵⁾。

現在の在宅医療点数の内訳のなかにはみずから訪問しなくても算定できる在宅自己注射指導管理料や在宅酸素指導管理料等がある。

この二つだけで在宅医療点数の四〇パーセントを占めている。この多くは外来だけで算定しているものであり、本来の在宅医療・訪問診療とは異質なものだ。内容の論議が必要である。

在宅医療と生活機能

ICIDH⁽¹⁶⁾を変更し、二〇〇一年、新たに国際生活機能分類（ICIDH）として提唱した。各国に対しこれを実践・研究することにより、それぞれの実情に見合つて利用することを推奨している。

ICFに関する講義は医学部ではおこなわれていない。看護学・リハビリテーションの学生には講義が開始されている。実践においては小児・精神・リハビリテーション等に利用されているが、十分に内容を理解している医師は少ない。

在宅医療に生活機能が必須な訳がある。在宅医療は原則として疾患・傷病による通院困難者が対象となる。すなわち心身障害を持つ人々を主に診察する。関係する分類と対応は、国際障害分類から変

現れる。胃瘻や人工呼吸器の中止を要求する人がいる。同調する医師が多い。胃瘻や人工呼吸器がその人に付加された集合体と見えているの

だろう。集合体であるなら足された付加物を差し引くことができ、語句として中止・はずす・止めるなどと称することになる。

しかし、頭のてっぺんからつま先まで栄養や酸素が絶えずゆき渡る胃瘻や人工呼吸器と一緒にして統合された全体として生きている身体は単なる集合体ではない。一つの全体として生きているのだ。このあらたに再構成された身体に対して、中止・はずす・止めるという語句 자체がそもそも眞の意味を成していない。もし統合された全体に対して胃瘻や呼吸器を中止しようとすれば、その行為自体が統合された全体を一挙に破壊する行為となる(14)。単純に全体から差し引くのではなく、統合された全体に対してさらに新たな破壊行為=殺人をおこなう(付加する)ことになる。この解釈に基づけば、中止ではなく、破壊する=殺すと宣言しなければ道理に合わない。

統合された全体としての身体論は臓器移植にも適用される(15)。胃瘻や人工呼吸器(という物体)が中止できるなら、仮に小腸移植や肺移植した臓器(という物体)をはずす=殺すことも可能になるのか否である。移植臓器を取り除けば死に至る。要請があつたとしても、胃瘻や人工呼吸器の中止は明らかに当該患者を死に至らしめることが十分に予測されるのであり、医師はぐれぐれも安易に行動してはならない。人間身体は有機的に外部や内部環境と融合して統合された全体として生きている。

生活機能=生きることの全体は国・民族・家族・個人によつて異なる。イスラームの生活習慣を単純に日本に当てはめることができないよう、それぞれの違いを認め納得することだ。納得はそれぞれに異なるもの同士が、それぞれを支えてくれる全体構造のなかに

いて初めて実感するものといえる。

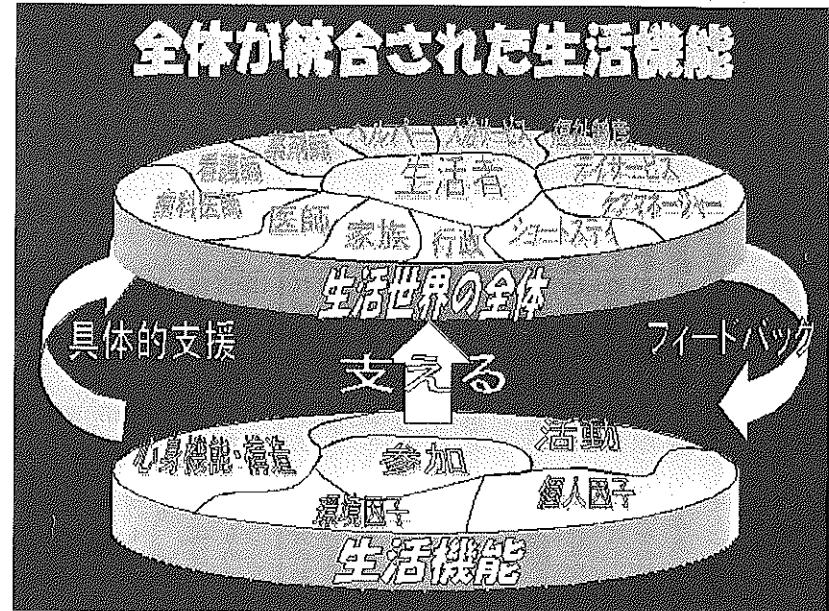
それゆえ在宅医療をおこなう医師もまた、野球をする生活者のプレーを外野席から批評したり指令するのではなく、内野に下り立ち生活者とともにプレーを実感するものだ。在宅医は生活者の生活機能=生きることの全体に組み込まれ、中から外部環境等に向かって全体構造を維持することになる。

重視型なものである(図)。

なるべく標準化しないことが鉄則である。一般にオーダーメイドといわれるその人に合った医療提供は、実はそれぞれに異なる生活機能の(中からの)把握(実感)がなければおこない難い。ナラティブの持つ意味も似ている。生活史を探索する医師もまたかかわりを持つた瞬間から、対象であつたはずのその人の生活史の部分を形成することになる。医師はその人の物語の登場人物の一人となるのだ。できるならその物語が悲劇にならないように、物語自体が壊れないように、演じてゆくことが肝要である。

終末期から人生の最終段階へ

日本人の大半はピンピンコロリ=健康なままで大往生はできない



図

ことが判明している。障害者となつてから一生を終えるのだ。人生の最終段階を誰もが迎えるそのときに、急死しない限り必ず障害者となつている私たちに最期の日までより良い生き方が提示される説明責任と具体的支援策が提示されなければならない。終末期などという特殊な話ではなく、障害者の待遇改善、自立支援、意識の向上、社会制度の整備が十分におこなわれる障害者論として協議されなければならない。

そのためには語彙の解釈(構成概念)が重要である。

一般に多用される尊厳という語句は元々日本になかった(16)。江戸時代にはこれに代わることばとして「尊重する」があった。日本人は関係性の濃い民族であるがゆえに、互いがそれを尊重する関係の上に成り立つものだ。明治になり独立した人格としての個人に対してもあかも付加物のように尊厳なる形容詞が与えられたのだ。そして dignity(尊厳・高貴・威厳・高位の意味も持つ)がもてはやされるようになる。高貴の対極にはみすばらしいが、威厳はある。ないが、高位の反対には低い位がある。比較論や価値論の尊厳になつてしまふ。したがつて、人は簡単に「私は尊厳がない」などといふようになるのだ。この尊厳は人に序列を作り出す。低い尊厳の人は生きている価値がないのか。尊厳が高ければ偉いのか。違う。高い尊嚴の人が優遇されないように注意しなければならない。

尊嚴にはもう一つ sanctity(尊厳)がある。これは誰もが尊厳そのものであるという意味であり、比較や価値で決まる dignity(尊厳)とは異なる。人間誰しも尊嚴そのもの比較できないし、尊嚴が低か

つたりなくなったりしないのだ。人の尊厳は sanctity であり dignity ではない。

終末期に関して明確な定義を提供するエビデンスはない⁽¹⁾。特定の時間枠で定義すべきでないと N.I.H. も表明している。

この世界のあらゆるものはたとえ夢であっても、そのときには現前している知覚された実体と見えている。そして実体には必ず解釈・意味が付与されている。私が知覚するすべてのものは解釈つきの実体なのだ。

たった一つを除けば。それが自分の死である。自分の死は決して実体として知覚できないものであり、完全なる解釈（構成概念）にすぎない⁽²⁾。解釈はいくらでも変更可能である。生きることがいやになつて死にたいと思っても、死は知覚される実体には絶対にないはしない。死ぬことを願うよりも解釈を変更することによって今生きていることを見つめなおし、いやに思える世界を良かつたと思える解釈に変更することが必要だ。

アドバンス・ディレクティブがひところもてはやされた。しかし私たちも実体と解釈が融合した世界に住んでいる。自分なりの世界。意思決定するためにはそんな世界がこんな風に見えさせて、心変わりでいくらでも変更できることを知つていなければならぬ。世界の見え方、解釈が変更されることを本人に知らなければならない。世界があらゆる環境制度の影響が含まれた新たな解釈をして決定なのだ。単純な「本人の決定」ではない。

アドバンス・ケア・プランニングからもとと広い視野で支えてゆくアドバンス・ライフ・プランニング（ALP）へと変化している⁽³⁾。

ライフが示されなければ決定できないのは「言うまでもない」とだ。生活機能が生きてることの全体であるように、意思決定も生きてることの全体から考えてゆくようになつてきた。

どのように死にたいのかではない。死が経験されない以上、最期の瞬間まで経験される生こそがより良いものであるよう努めるのが、生きることの全体に含まれるすべての人々に共通の理念なのだ。

平成二八年より施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も視野に入れながら、地域包括支援というシステム、生活機能という概念、単なる意思決定ではないライフを支えた全体決定としての ALP を有効に活用することが必要である。

おわりに

実態は希望からはまだまだ遠い⁽²⁾。

① しばしば信頼を築けない医師－患者関係があること

② 解釈（構成概念）と実体を取り違え、用語の説明ができない医師

③ I.C.F.に基づく生活機能を基本とした説明、心身機能・活動・

参加の統合された全体である健康状態の説明、心身機能・活動・

参考について環境因子・個人因子を組み入れた支援（地域包括ケア）

の提示のいずれもできない医師

④ 八〇パーセントの医師が緩和ケアを知らないために、心身の苦痛が十分に除去されない

⑤ 介護保険・障害者総合支援法等の具体的支援策の説明と提示ができる医師

⑥ ①～⑤のままに意思決定を迫られる患者
⑦ 不十分な説明に誘導された意思決定はもともと不完全であること

と

⑧ ⑦の元凶が自分にあることに気づかない医師

⑨ 自分の至らしさを法制化やマニュアルでのごととする医師

⑩ ①～⑨の原因のひとつは要素還元主義に偏重した医学教育である可能性

等の問題が山積みしている。医療と医学教育の制度疲労とも言えるだろう。

困ったことに、上に立つ人ほど共に歩むことを忘れ、要素還元主義的に人を対象化し、標準化した規定を作り出して当てはめようとするものだ。一方で、共同主觀の甘い罠にはまり、共感と誤認して多数に迎合した行動に走る人々がいる。この二つが重なり合うことが恐ろしい。共同主觀のなかにいる

人々は、その全体特性から外に飛び出して冷静に判断することができず、全体特性の内部に幽閉されている自分の立場を客観的に理解することができない。その全体を、上に立つ人は外から客観視しながら、自由に操作することが可能になるのだ。後者のほうが罪深いだろう。

そんなふうになりかねない過度な客観視はそろそろ御免だ。医師はいやというほど、そのように教育されているのだから。だから、少なくとも共感できる医療提供を目指すことが、今の医学教育には必須なのである。

註／文献

（1）「共同主觀性」とは、暫定的・形式的に定義しておけば、自分と他者達とが、相互に主体として出会いつつある世界を共有すること。廣松涉他、共同主觀性の現象学、世界書院、東京、p.6、1986。

（2）妄信や迷信、全體主義に陥る可能性がある一方で、共感なるものを支えるはたらきもある。確信している本人たちは確信の外部に抜け出で、確

「医」の倫理とは

明日の医療と哲学

アンドレ・グアゼ
森岡恭彦 訳

四六・278頁・2600円+税

生命ある限り(新装版)

生と死のドキュメント

エリザベス・キューブラー・ロス 文
マール・フルショウ 写真
霜山徳爾、沼野元義 訳

四六・208頁・1900円+税

生命尽くして

生と死のワークショップ

エリザベス・キューブラー・ロス 文
マール・フルショウ 写真
霜山徳爾、沼野元義 訳

B5変型・190頁・3000円+税

生命倫理学入門(第3版)

今井道夫

A5・212頁・2400円+税

新医学概論

森岡恭彦、村上陽一郎、養老孟司 編著

A5・274頁・2700円+税

産業図書

東京都千代田区飯田橋2-11-3
電話 03-3261-7821

信それ 자체を客観的に正しくする」とも間違ふとする」とも不可能なのだ。ただ、そうだと思ってふる。確信する」と、納得する」とは受け入れることであり、客観的な正しさ（証明可能）とは異なる。

(3) それらが全体的に集まり、相互に関係し合うことによって持続的全体を生み出すのでなくてはならない。各場所の状態と出来事は原則上、系のあらゆる他の領域の諸条件に依存する。マルコ・ポーネティ「行動の構造（魂・精神・木田元訳）」みすゞ書房、東京、p.82、1989。

(4) 川島孝一郎：在宅医療の基本概念と近未来、癌と化学療法、Vol.30 (suppl.1) pp.10-13、2003^o

(5) 高嶺綱子：看護援助の現象学、医学書院、東京、p.3、1997^o

(6) 平成二四年政府統計e-stat 人口動態調査データより自宅+老人ホーム 総計を算出。

(7) 平成一九年度老人保健事業推進費等補助金「重症高齢者等を支える在宅療養支援診療所等の量的・質的整備計画事業」(老第1210001号)事業実績報告書、p.186、p.211。

(8) 平成二四一五年厚生労働省終末期医療に関する意識調査等検討会報告書において、「終末期」の文言が変更され「人生の最終段階」とされた。

(9) 二〇八年の年間総死士予想数に対して算出。医師数は現在数を適用。

(10) 国民医療費・医科医療費は平成二〇年医療費の動向から、在宅時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料、在宅末期医療総合診療料、訪問診療料、往診料、及び在宅自己注射指導管理料や在宅酸素指導管理料は平成二〇年社会医療診療行為別調査から割合を算出。

(11) 急病として搬送され死亡となつた割合。死亡とは初診時における医師の診断に基づき、死亡が確認されたものをいう。総務省消防庁「救急・救助の現況」平成一八一二年。

(12) 川島孝一郎「生きる」との全体」を捉える「統合モデル」むは何か、ICFを誤用しないために、訪問看護と介護、Vol.19、No.2 pp.140-145、

2014^o

(13) 川島孝一郎：平成二一年度厚生労働科学特別研究事業「終末期の生活者を支える相談・支援マニュアル策定に関する研究」(H20-特別-指定-004) 総括研究報告書、pp.12-15^o

(14) 結果として、「あなたの介入」という、全體に対する能動的所作を伴う語句が必要となる。川島孝一郎：身体の存在形式または、意思と状況との関係性の違いに基づく生命維持治療における差し控えと中止の解釈、生命倫理、Vol.17、No.1、pp.198-206、2007^o

(15) 肺を移植するといひて生き延びた人が、その肺を除去すると云ふことはないだろうか。清水哲郎：医療現場における意思決定のプロセス——生死に関わる方針選択をめぐり、思想、九七六年、pp.20-21、2005^o

(16) 川島孝一郎：平成二一年度厚生労働科学特別研究事業「終末期の生活者を支える相談・支援マニュアル策定に関する研究」(H20-特別-指定-004) 総括研究報告書、pp.15-16^o

(17) 同、p.20^o

(18) 同、p.16；私の死は、私にとって絶対に実体にはなりえず、完全なる解釈（構成概念）にすぎない。それを実体と認めて、学会マニュアルや法制化（尊嚴死等）で対応する」とは本質を見失つている。

(19) 伊藤博明：事前指示と事前ケア計画——「想定外」に対応する方法の考察。医療、Vol.68、No.4、pp.172-173、2014^o

(20) 川島孝一郎：平成二一年度厚生労働科学特別研究事業「終末期の生活者を支える相談・支援マニュアル策定に関する研究」(H20-特別-指定-004) 総括研究報告書、p.63^o

（かわしま　じゅうろく・医師／仙台往診クリニック）